

片品村農業次世代人材投資資金（経営開始型）について

新規就農される方で、交付要件等をすべて満たした場合に、農業を始めてから経営が安定するまで最長5年間、経営開始1～3年目は年間150万円、経営開始4～5年目は年間120万円が定額交付されます。また、交付要件を満たしていても必ずしも交付されるものでなく、経営開始計画の内容や面接等の審査会により交付対象者は決定されます。なお、交付対象者となった方でも、次年時以降も継続して交付を受けられない場合もございます。

交付対象者の主な要件は以下のとおりです。（すべて満たす必要があります。）

1. 独立・自営就農時の年齢が、原則49歳以下の認定新規就農者であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること。
2. 次に掲げる要件を満たす独立・自営就農であること
 - ・自ら作成した青年等就農計画に即して主体的に農業経営を行っている状態を指し、具体的には、以下の要件を満たすものとする。
 - ・農地の所有権又は利用権を交付対象者が有している。
 - ・主要な機械・施設を交付対象者が所有又は借りている。
 - ・生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷取引する。
 - ・交付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理する。
3. 青年等就農計画の基準に適合していること
 - ・独立・自営就農5年後には農業（自らの生産に係る農産物を使った関連事業 < 農家民宿、加工品製造、直接販売、農家レストラン等 > も含む。）で生計が成り立つ実現可能な計画であること。
4. 農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けていること。
5. 人・農地プランへの位置づけ等について
 - ・村が作成する人・農地プランに中心となる経営体として位置づけられていること。（もしくは位置づけられることが確実であること）
 - または、農地中間管理機構から農地を借り受けていること。
6. 生活保護等、生活費を支給する国の他の事業と重複受給していないこと。また農の雇用事業による助成金の交付又は継承・発展支援事業による補助金を現に

受けておらず、かつ過去にうけていないこと。

(7) 片品村農業次世代人材投資資金交付要件を満たしていること。

(8) 村内に住所を有し、村税等の滞納がないこと。（同世帯含む）

(注1) 交付対象の特例

・夫婦ともに就農する場合（家族経営協定、経営資源の共有などにより共同経営者であることが明確である場合）は、夫婦合わせて1.5人分を交付されます。

(注2) 以下の場合は交付停止となります

- ・原則として前年の世帯所得が600万円（次世代資金含む）を超えた場合
- ・青年等就農計画等を実行するために必要な作業を怠るなど、適切な就農を行っていないと村が判断した場合

(注3) 以下の場合は返還の対象となります

- ・交付期間終了後、交付期間と同期間以上、営農を継続しなかった場合

※要件などの確認等ありますので、片品村農林建設課へご連絡ください。

利根沼田農業事務所・普及指導課「担い手支援係」や関係機関とともに相談会を開催いたします。

お問い合わせ先

片品村役場 農林建設課農政係 電話 0278-58-2113